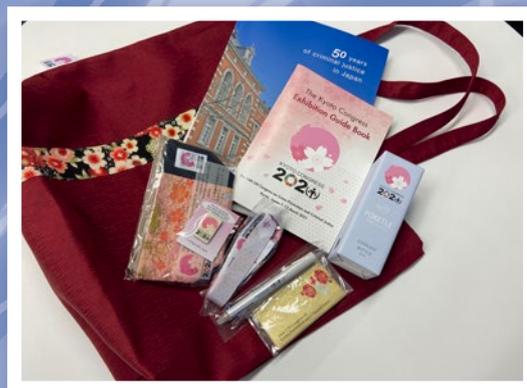




京都コンGRESSロゴマーク
【画像提供：法務省大臣官房国際課】



京都コンGRESS配布資料等
【写真提供：法務省大臣官房国際課】



会場となった国立京都国際会館
【写真提供：国立京都国際会館】

▶ 第7編 京都コンGRESS

- 第1章 コンGRESSの概要
- 第2章 京都コンGRESS

第1節 kongressとは

1 kongressの役割

国連犯罪防止刑事司法会議（kongress。United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice）は、5年に1度開催される犯罪防止及び刑事司法の分野における国際連合（以下この編において「国連」という。）最大規模の会議である。同会議の事務局は、**国連薬物・犯罪事務所（UNODC）**（第1編第3章第1節参照）が務めている。

kongressは、正式プログラムとしての全体会合及び委員会（ワークショップ）並びに正式プログラムと並行して開催される附属会合（kongressにおける正式名称は「アンシラリーミーティング」であるが、「サイドイベント」という通称も用いられる。）により構成されており、犯罪防止及び刑事司法の分野における専門家が世界の同分野の諸課題について議論しつつ、その知見を共有し、コミュニケーションを図ることで、様々な分野における国際協力を促進し、より安全な世界を目指して協働することを目的としている。

また、kongressでは、犯罪防止及び刑事司法の分野において、国際社会が直面している諸問題や解決すべき喫緊の課題に対して、世界各国が協力して取り組むべき方策を取りまとめた「政治宣言」が参加国の全会一致により採択される。

2 国連におけるkongressの位置付け

国連においては、平成4年（1992年）に経済社会理事会の下に機能委員会として設置された**犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**（第2編第6章第1節参照）が、毎年、オーストリアのウィーンで会合を開き、犯罪防止及び刑事司法の分野における政策決定を行っているところ、我が国は、設立当初から同委員会のメンバー国に選出されており、毎年の会合に積極的に関与している。同委員会の事務局は、UNODCが務めている。

kongressは、コミッションの諮問機関として位置付けられているが、その実態としての役割分担は、kongressにおいて、政治宣言の採択等を通じて国連の犯罪防止及び刑事司法の分野における政策の大綱が決定され、コミッションにおいて、決議案の採択等を通じてその具体化がなされる形となっている。

第2節 kongressの歴史

1 kongress設立までの経緯

kongressの起源は、弘化3年（1846年）に現在のドイツのフランクフルトで開催された刑事司法等に関する会議まで遡るとされている。そして、明治5年（1872年）、英国のロンドンで開催された国際会議において、**国際監獄委員会（IPC：International Prison Commission）**が設立され、その後、同委員会の主催により継続的に国際会議が開催されるようになった。

国際監獄委員会は、第一次世界大戦後、国際連盟の関連機関となり、その後、大正14年（1925年）から昭和10年（1935年）までに3回の国際会議を開催したが、第二次世界大戦の勃発により、

国際会議の開催は中断を余儀なくされた。なお、この間に、同委員会は、**国際刑法監獄委員会** (IPPC : International Penal and Penitentiary Commission) と名称を改めている。

第二次世界大戦の終結を経て、昭和25年(1950年)、オランダのハーグで国際刑法監獄委員会によって国際会議が開催されたが、同年の国連総会において、同委員会の機能の大半を国連が引き継ぎ、国連の下に新たに kongress を開催することが決議された。

2 コングレスの変遷

昭和30年(1955年)、スイスのジュネーブにおいて、第1回 kongress (なお、第1回から第10回までの名称は「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」(United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)であった。)が開催された。国際刑法監獄委員会が開催する国際会議は官民を合わせた専門家会合の性格が強かったため、kongress も同会議の性格を継承し、昭和35年(1960年)の第2回 kongress から昭和50年(1975年)の第5回 kongress までの4回では、本会議における投票権は政府代表のみに与えられたものの、分科会については非政府組織(NGO)や個人参加者にも投票権が与えられるなど、学術的な色彩を帯びた会議であった。

昭和55年(1980年)の第6回 kongress からは、本会議・分科会を問わず加盟国の政府代表のみに投票権があるとされ、その他の参加者はオブザーバーと位置付けられることとなり、決議の採択を通じて政策決定を行う政府間の国際会議となった。

そうしたところ、kongress で採択される決議の数が増大し、その膨大な数の決議等をいかに実施するかということが現実問題として取り上げられることとなった。最終的に、平成3年(1991年)の国連総会の決議によって、新たに、経済社会理事会の機能委員会の一つとして、国連の犯罪防止及び刑事司法の分野における主体的政策決定機関であるコミッションが創設され、kongress はコミッションの諮問機関として再定義された。

その後、平成7年(1995年)の第9回 kongress からは、kongress で決議を採択することはなくなったが、全体会合に加えて、ワークショップが正式プログラムとなり、これらの正式プログラムと並行してパネルディスカッション方式等の附属会合も開催されることとなった。このことから、kongress は、それまでと比較して、政府間会議としての性格が薄れ、再び第5回 kongress 以前の専門家会合としての色彩が強い会議となった。

平成10年(1998年)の国連総会決議により、平成12年(2000年)の第10回 kongress からは、**上級会合(ハイレベルセグメント)**が創設され、政治宣言が採択されることとなり、同 kongress では、単一の政治宣言である「ウィーン宣言」が採択された。

その後、平成14年(2002年)の国連総会決議により、kongress における政治宣言の採択及び上級会合の開催が恒久的なものとなり、kongress がコミッションにおける政策の大綱について強い影響力を及ぼす現在の形となった。

なお、昭和30年(1955年)の第1回 kongress から直近の第14回 kongress (京都 kongress) までの開催状況は、**7-1-2-1表**のとおりである。

7-1-2-1表 コングレス関連年表

回数	年	場所	主な出来事
第1回	1955年 (昭和30年)	ジュネーブ (スイス)	被拘禁者処遇最低基準規則を採択
第2回	1960年 (昭和35年)	ロンドン (英国)	少年非行の防止のために、警察に専門の部署を設けることが有効であるとする認識を共有する決議を採択
第3回	1965年 (昭和40年)	ストックホルム (スウェーデン)	多くの国において犯罪・非行が増加する中、都市化を始めとする社会の変化と犯罪との関係について議論
第4回	1970年 (昭和45年)	京都 (日本)	全ての国に対し、経済的・社会的開発を目指す場合に、犯罪防止施策を強化することを求める宣言を採択 ～ヨーロッパ以外での開催は初
第5回	1975年 (昭和50年)	ジュネーブ (スイス)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言」を採択
第6回	1980年 (昭和55年)	カラカス (ベネズエラ)	国連加盟国が人権を尊重しつつ、それぞれの社会的、文化的、政治的及び経済的状況を踏まえて、犯罪防止及び犯罪者の処遇に当たることの重要性を指摘する「カラカス宣言」を採択
第7回	1985年 (昭和60年)	ミラノ (イタリア)	違法薬物の密輸及び組織的犯罪により国連加盟国の社会が不安定化する中、これらの犯罪を抑制するための努力の重要性を指摘する「ミラノ行動計画」を採択するとともに、少年司法運営に関する国連最低基準規則を採択
第8回	1990年 (平成2年)	ハバナ (キューバ)	国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が第一案を起草した非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）を採択
第9回	1995年 (平成7年)	カイロ (エジプト)	国際協力及び実務的技術支援による法の支配の強化のための更なる努力を国連加盟国に要請する決議を採択
第10回	2000年 (平成12年)	ウィーン (オーストリア)	人身取引、不法移民、銃器の違法な製造・取引、汚職・腐敗等を抑止するため、国連加盟国が更なる対策を実施することを宣言する「ウィーン宣言」を採択
第11回	2005年 (平成17年)	バンコク (タイ)	犯罪を防止するために、国際的な協力を更に強化する方向性を示す「バンコク宣言」を採択 ～第11回コングレスから、会議の名称が「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」から「国連犯罪防止刑事司法会議」に変更
第12回	2010年 (平成22年)	サルバドール (ブラジル)	犯罪防止・刑事司法の多様な分野における国際協力の重要性を強調し、国連加盟国に対し、組織犯罪、テロ、個人情報悪用した犯罪、環境犯罪等への対策の強化を提起する「サルバドール宣言」を採択
第13回	2015年 (平成27年)	ドーハ (カタール)	持続可能な開発のため、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築することを目指し、平和で包摂的な社会を促進することの重要性を強調する「ドーハ宣言」を採択するとともに、第14回コングレスを日本で開催することを決定
第14回	2017年 (平成29年)	京都 (日本)	8月15日、第14回コングレスを京都において開催することを閣議了解
	2020年 (令和2年)		3月21日、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況等に鑑み、4月20日からの開催を予定していた第14回コングレスの開催を延期することを国連が発表
	2021年 (令和3年)		3月7日から12日まで、第14回コングレスが京都で開催され、同月7日、「京都宣言」を採択

第3節 コングレスの意義

これまでにコングレスで議論や採択された国連の基準規則、宣言及び決議（以下この章において「基準規則等」という。）は、後に、国連総会や経済社会理事会において採択あるいは承認を受け、各国にその履行が促されている。このことは、コングレスが、本章第1節1項で示した目的どおりに機能し、世界の犯罪防止及び刑事司法の分野に大きな影響を与えていることを示している。

コングレスで採択等された基準規則等のうち世界の犯罪防止及び刑事司法の分野に大きな影響を与えた主なものとして、以下のものがある。

① 国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）

昭和30年（1955年）にスイスのジュネーブで開催された第1回コングレスにおいて、**被拘禁者処遇最低基準規則**が採択された。その内容は、刑事施設の管理全般に関するものであり、同基準規則は、全世界の被拘禁者の処遇に計り知れない影響を及ぼしてきた。同基準規則の採択から半世紀が過ぎて見直しの気運が生じ、数年の議論を経て、**国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）**としてまとめられ、平成27年（2015年）の第13回コングレスで採択された政治宣言には、同基準規則を歓迎するとともにコミッションが同基準規則について具体的行動を取ることを

期待する旨の文言が盛り込まれた。これを受けて、同基準規則は、その後のコミッション及び国連総会で採択された。その内容は、被拘禁者ファイルの管理、内部・外部による監査、一定水準の居住設備・衣類等の保障、医療の保障、残虐な懲罰の禁止、不服申立ての権利、家族等との通信・面会の権利等あらゆる種類の被拘禁者の処遇及び施設の管理についての最低限の基準を示すものである。

2 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言

昭和50年（1975年）にスイスのジュネーブで開催された第5回コンGRESSにおいて、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからの全ての人の保護に関する宣言の採択を国連総会に提言する決議が採択された。その後、同宣言を基として、昭和59年（1984年）の国連総会において、拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）が採択された。

3 少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）

昭和60年（1985年）にイタリアのミラノで開催された第7回コンGRESSにおいて採択された国連の基準規則であり、少年司法の運営に関する一般原則、捜査・検察、審判・処分、施設外処遇、施設内処遇、調査・計画等について網羅的に規定されている。

4 非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）

平成2年（1990年）にキューバのハバナで開催された第8回コンGRESSにおいて採択された国連の基準規則である。非拘禁措置に関する国連最低基準規則における「非拘禁措置」とは、犯罪者の社会内処遇と、未決段階における身柄拘束を回避するためのダイバージョン措置の双方を含む概念である。同基準規則は、様々な形態の非拘禁措置の在り方についてのガイドラインと基本を示すものであり、刑事施設の過剰拘禁から生ずる問題を軽減し、かつ犯罪者の社会復帰を促すために、社会内で実施可能な措置を拡充することを通して、拘禁の使用を減少させ、刑事司法運営を合理化することを目指すものである。

5 バンコク宣言

平成17年（2005年）にタイのバンコクで開催された第11回コンGRESSにおいて採択された宣言であり、国連加盟国が、犯罪人引渡しや捜査共助を含めた分野に関し、犯罪・テロ対策に関する国際協力の改善を図る意思を再確認するとともに、各国に対し、組織犯罪、テロ、腐敗、経済・金融犯罪等への対策を呼びかける内容となっている。

6 サルバドール宣言

平成22年（2010年）にブラジルのサルバドールで開催された第12回コンGRESSにおいて採択された宣言であり、犯罪予防・刑事司法の多様な分野における国際協力の重要性が強調されるとともに、各国に対し、組織犯罪、テロ、腐敗、経済・ID犯罪（クレジットカード詐欺、偽造変造旅券行使等のID（個人識別情報）の悪用に係る犯罪）、環境犯罪等への対策の強化を求める内容となっている。

7 ドーハ宣言

平成27年（2015年）にカタールのドーハで開催された第13回 कांग्रेसにおいて採択された宣言である。同 कांग्रेसでは、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに議論が行われ、安全、公正及び法の支配の関連性とより公平でより良い世界の実現に重点を置く「ドーハ宣言」が採択された。同宣言により、第14回 कांग्रेसを日本で開催することも決定された。

第4節 कांग्रेसに対する日本の貢献

1 日本における कांग्रेसの開催

我が国では、これまでに第4回 कांग्रेस（昭和45年（1970年）8月17日から同月26日までの10日間）及び第14回 कांग्रेस（令和3年（2021年）3月7日から同月12日までの6日間）の2回の कांग्रेसが、いずれも京都市の国立京都国際会館を会場として開催された。第4回 कांग्रेसは、ヨーロッパ以外の国で初めて開催された कांग्रेसであり、 कांग्रेसにおける最初の政治宣言といえる「総会宣言」が採択された。同宣言は、①各国政府に対し、各国が計画している経済的・社会的開発の枠の中で、犯罪防止の施策を調整し、かつ、強化するための効果的な措置をとるよう要請する、②国連その他の国際機関に対し、犯罪防止の分野における国際協力の強化に高い優先権を与え、特に、犯罪と非行の防止及び規制に対し、施策を発展させるため効果的な技術援助を要請する国に対し、かかる援助を保障するよう促す、③犯罪防止の分野に、より直接的に、また、より意図的に関与していくため、一層効果的な措置をとるのに必要な行政上、専門上及び技術上の機構の在り方に特に留意するよう勧告する、といった内容であった（第14回 कांग्रेसについては、本編第2章参照）。



第4回 कांग्रेस（昭和45年（1970年）の様子）
【写真提供：法務省大臣官房国際課】

2 कांग्रेसで採択された基準規則等への関与

我が国は、**国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）**（第2編第6章第5節1項参照）を中心に、 कांग्रेसで採択された基準規則等の作成にも関与してきた。第7回 कांग्रेसにおいて採択された少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）（本章第3節3項参照）の原案は、UNAFEIが作成した。UNAFEIは、その検討・審議に関する専門家会合をホストし、必要な調査・研究を実施するなど、第7回 कांग्रेसでの採択の前提となる事前の準備を積極的に推進した。なお、同基準規則は、平成2年（1990年）の第8回 कांग्रेसで採択された「少年非行の防止のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）」及び「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」等と共に、少年司法の適切な運営に大いに貢献している。

第8回 कांग्रेसにおいて採択された非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）（本章第3節4項参照）は、国連事務当局が、同基準規則の起草作業への協力をUNAFEIに求めたことに端を発している。UNAFEIは、昭和62年（1987年）及び昭和63年（1988年）の国際研修等の場を利用して、研修参加者、教官及び客員専門家間で討議を重ねて、同基準規則の土台となる草案を

作成した。同草案は、国連内の所定の修正を経て、第8回 kongress に提出・採択され、更に平成2年（1990年）の国連総会決議で採択され、正式に国連の基準規則となった。このときの総会決議は、前文で UNAFEI の貢献に対する謝辞を述べるとともに、同基準規則を「東京ルールズ」と呼称するものと定めている。なお、東京ルールズが目指す非拘禁措置の活用は、刑事施設の過剰収容に悩む国々にとって、その緩和へ向け、拘禁措置に代わる措置にもなり得るものであるとともに、犯罪者の改善更生を促進することに重点を置いた社会内処遇の積極的な活用にも道を開くものであるとされている。

3 UNAFEI によるワークショップの企画運営

UNAFEI は、第10回 kongress 以降、毎回、正式プログラムであるワークショップの一つを分担し、その準備と企画運営を担ってきた。これまでに、UNAFEI が企画運営したワークショップは、「コンピュータ・ネットワークに関連する犯罪」（第10回）、「マネーロンダリングを含む経済犯罪対策」（第11回）、「矯正施設における過剰収容に対する戦略とベストプラクティス」（第12回）、「女性犯罪者の処遇及び改善更生」（第13回）及び「再犯防止：リスクの特定とその解決策」（第14回）（本編第2章第2節1項コラム6参照）である。これらのワークショップにおける発表・討論の内容は、成果物たる報告書にまとめられ、広く配布されている。

令和3年(2021年)3月7日から同月12日までの6日間にわたり、京都市の国立京都国際会館において、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS)が開催された。昭和45年(1970年)には、京都市が、ヨーロッパの都市以外では初めて開催都市となって、第4回コンGRESSが開催されており、京都コンGRESSは、第4回コンGRESSからおよそ50年ぶりの我が国での開催となった(7-1-2-1表参照)。

第1節 京都コンGRESSの概要

1 京都コンGRESS開催までの経緯

平成27年(2015年)4月、カタールのドーハにおいて、第13回コンGRESS(ドーハコンGRESS)が開催され、我が国からは、検事総長を団長とする代表団が参加した。ドーハコンGRESSでは、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに活発な議論が行われ、第14回コンGRESSまでの5年間に国際社会が取り組むべき犯罪防止・刑事司法分野の対策や協力の方向性を示す「ドーハ宣言」(本編第1章第3節7項参照)が採択された。また、同宣言により、次回(2020年)の第14回コンGRESSが日本で開催されることも決定した。ドーハコンGRESSの閉会式では、我が国法務大臣のビデオメッセージが議場で上映され、ドーハ宣言に基づく新たな責務を果たしていくこと、2020年の第14回コンGRESSの日本開催支持に感謝すること及び世界中からの参加者の来訪を心から歓迎することを内容とするメッセージが発信された。

その後、平成29年(2017年)8月、第14回コンGRESSを京都において開催することが閣議了解され、国連総会でも承認された。

2 京都コンGRESSの全体テーマ等

京都コンGRESSの全体テーマは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」であり、国際社会が直面する組織犯罪、腐敗やテロ等の脅威に効果的に対処するための行動指針の策定に向けて、様々な議論がなされた。7-2-1-1表は、京都コンGRESSの全体テーマ等をまとめたものである。なお、「2030アジェンダ」とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットで採択された行動計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のことであり、持続可能な開発を目指すために2030年までに実施すべき国際目標として、17の目標(ゴール)及び169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が定められている。

全体テーマ	
2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進	
議 題	ワークショップトピック
1. 社会的・経済的發展に向けた包括的な犯罪防止戦略	(a) エビデンスに基づいた犯罪防止：効果的なプラクティスを支える統計、指標及び評価
2. 刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ	(b) 再犯防止：リスクの特定とその解決策
3. 法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ。とりわけ、ドーハ宣言に沿って <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人々に司法へのアクセスを提供すること ・効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関を構築すること ・文化の独自性を尊重しつつ法遵守の文化を醸成することを含む社会的、教育的その他の関連方策を検討すること 	(c) 犯罪に強い社会を作る手掛かりとなる教育と青少年の参加
4. あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援、とりわけ <ul style="list-style-type: none"> (a) あらゆる形態のテロリズム (b) 新興の犯罪形態 	(d) 最新の犯罪傾向、近年の進展及び新たな解決策。とりわけ、犯罪の手段としての、及び犯罪への対抗手段としての新たなテクノロジー

3 コロナ禍における新たな形の国際会議

当初、京都コンGRESは、令和2年（2020年）4月20日から開催される予定であった。しかしながら、同年3月、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況等に鑑み、開催が延期されることとなった。その後、同年7月、令和3年（2021年）3月7日から6日間の日程で開催されることが決定された。

京都コンGRESは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、国内で初めて開催される大規模な国際会議であり、また、国連にとっても国連本部所在地以外で初めて開催される大規模国際会議であったことから、同感染症の感染防止のための対策が入念に検討された。そして、開催方式については、オンライン会議システムを幅広く導入し、オンライン参加と会場参加を併用する、いわゆるハイブリッド方式とすることが決定された。

国外からの参加者に対しては、当時は特段の事情が認められる場合を除いて原則として入国を許可しないこととなっていたことを踏まえ、会議運営に必要な不可欠な国連職員と閣僚級以上を含む各国政府等代表団に限って例外的に入国を認めた上で、出発前の検査、本邦入国時の検査と陰性が確認されるまでの空港待機、移動には専用のシャトルバスを利用して公共交通機関の使用を禁止、宿泊先の指定と一般客との動線を分けることによる接触防止等の厳格な措置が講じられた。また、国内からの参加者についても、来場前の検査を求めるなどの措置が講じられた。

会場内では、国連と日本政府の双方が医療専門家を入れた対策チームを編成し、チーム間で綿密な協議を重ねて策定した感染症対策ガイドライン等に従った厳格な感染予防措置が講じられ、入場口での検温スクリーニング、会場全体及び各会議室への入場者制限を含むソーシャルディスタンスの確保、来出場者の記録管理、24時間英語対応可能な医療チームの常駐等の万全の感染症対策が徹底された。

このような厳格な体制の下での開催であったが、京都コンGRESは、オンライン参加者と会場参加者を合わせると、過去最多となる152の国と地域から約5,600人の参加登録を得て開催された。また、会場参加者について、京都コンGRESへの参加に関連して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は、報告されていない。

4 京都コンGRESの成果

(1) 成果文書としての政治宣言

京都コンGRESでは、成果文書として「**持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言**」（「**京都宣言**」）という政治宣言が全会一致で採択された。同宣言は、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野において取り組むべき内容を取りまとめたものであり、総論部分と、京都コンGRESの四つの議題に沿って構成された各論部分から成る。



【京都宣言（和文）】

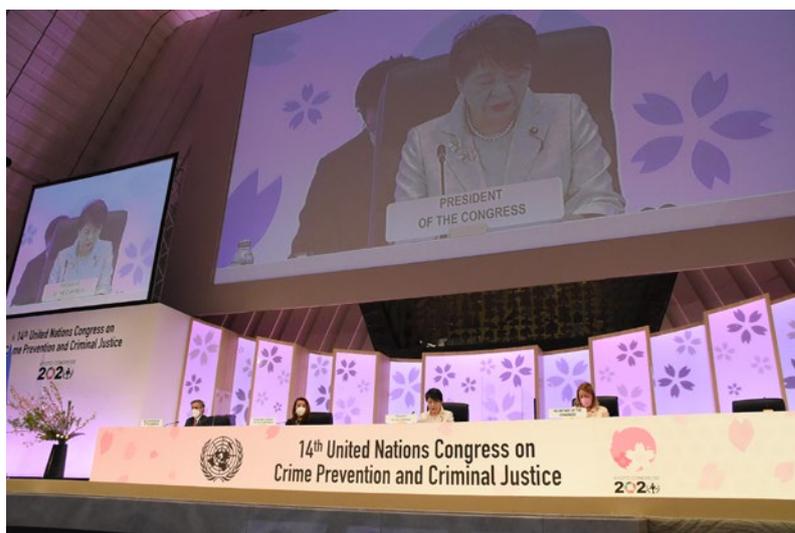
総論部分は、京都宣言全体に通じるメッセージを示すものであり、国際協調の重要性や基本的人権の擁護といった従来の政治宣言でも確認されてきたことが記載されているほか、京都宣言に特徴的な内容として、法の支配と持続可能な発展の相互補強性、犯罪防止のためのマルチステークホルダー・パートナーシップの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が刑事司法に及ぼす影響への懸念とそれへの対応に関する国際社会のコミットメント等が記載されている。各論部分は、具体的な行動目標を示しており、第1章の「**犯罪防止の推進**」では、「根本原因を含む犯罪の原因への対処」、「エビデンス（科学的な根拠）に基づく犯罪防止」、「犯罪の経済的側面への対処」、「地域の状況を踏まえたテーラーメードの犯罪防止戦略」、「犯罪防止におけるジェンダーの視点の主流化」、「犯罪防止における子供と若者」及び「犯罪防止のための若者のエンパワーメント（能力強化）」に関する行動が、第2章「**刑事司法制度の推進**」では、「被害者の権利の保護と証人及び通報者の保護」、「刑務所の状況の改善」、「更生と社会復帰を通じた再犯防止」、「刑事司法制度におけるジェンダーの視点の主流化」、「刑事司法制度と接点を持った子供及び若者の脆弱性への対処」及び「犯罪捜査手続の向上」に関する行動が、第3章「**法の支配の推進**」では、「司法アクセスと法の下での平等な取扱い」、「法律扶助へのアクセス」、「国内の量刑政策」、「効果的で、説明責任があり、公平で、包摂的な機関」、「効果的な腐敗防止の取組」及び「社会的、教育的その他の方策」に関する行動が、第4章「**あらゆる形態の犯罪を防止し、それに対処するための国際協力と技術支援の推進**」では、「能力構築と技術支援を含む国際協力」、「犯罪者から犯罪収益を剥奪するための国際協力」、「あらゆる形態のテロ」及び「新規、新興及び進化形態の犯罪」に関する行動がそれぞれ記載されている。

今後、国際社会が京都宣言の内容を実施していくことが重要であり、我が国は、同宣言の着実な実施に向け、リーダーシップを発揮していくことが期待されている。

(2) 日本政府としての発信

日本政府は、京都コンGRESの全体テーマ、四つの議題及び各議題に対応したワークショップトピックに沿って、我が国の犯罪防止・刑事司法分野の取組等を紹介するとともに、国際社会に対する提言と我が国のコミットメントを発信するものとして、政府公式のステートメントである**ナショナルステートメント**を作成し、京都コンGRESに提出した。

京都コンGRESでは、我が国の法務大臣が議長に選任され、開会式及び閉会式において、それぞれオープニングステートメント及びクロージングステートメントを行った。開会式の途中で実施されたセレモニアルセグメントでは、高円宮妃殿下、内閣総理大臣及び検事総長がステートメントを行い、ハイレベルセグメントでは、法務事務次官が、京都宣言について、「マルチステークホルダー・パートナーシップ」、「国際協力の推進」及び「若者のエンパワーメント」の視点を強調する旨の日本代表団長ステートメントを行った。引き続いて行われた全体会合の各議題では、「社会的・経済的発展に向けた包括的な犯罪防止戦略」において警察庁長官官房審議官が、「刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ」及び「法の支配の促進に向けた各国政府による多面的なアプローチ」において法務省大臣官房審議官が、「あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援」において法務省法務総合研究所長が、それぞれステートメントを行った。



開会式の様子

【写真提供：法務省大臣官房国際課】

第2節 京都コンGRESSにおける各種イベント

京都コンGRESSでは、正式プログラムである全体会合及びワークショップに加えて、各国政府、国際機関、NGO等が、京都コンGRESSにおけるテーマに関連して、それぞれが重視する取組、発信したいテーマ等について、パネルディスカッション、プレゼンテーション等の自由な形式で行う各種イベントが行われた。その一例として、法務省保護局及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）（第2編第6章第5節1項参照）の主催により、世界保護司会議が開催され、保護司を始めとする地域ボランティアの国際的認知の向上、世界各国における地域ボランティアの制度の確立及び国連の国際デーとしての「世界保護司デー」の設立等に取り組んでいくことなどを盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択された（本節コラム4参照）。

また、京都コンGRESSが開催される前月の令和3年（2021年）2月には、**京都コンGRESS・ユースフォーラム**（本節コラム5参照）が開催された。

コラム4 世界保護司会議と京都保護司宣言

令和3年（2021年）3月7日、国立京都国際会館において、京都コンGRESSのアンシリリーミーティングとして、「**世界保護司会議**」が開催され、その成果文書として、「**京都保護司宣言**」が採択された。

犯罪者や非行少年の再犯防止・改善更生を図るためには、地域ボランティアの協力が極めて重要である。多くの国々には、犯罪者等の社会復帰のための官民連携プログラムがあり、幾つかの国々では、保護司を始めとする地域ボランティアが犯罪者等の社会復帰を支えている。その中でも、日本の保護司制度は、アジアやアフリカの地域ボランティア制度の発展にも多大な影響を与えてきた。これまでもアジアを中心とする各国の保護司等が一堂に会する国際会議として、平成26年（2014年）と平成29年（2017年）にアジア保護司会議が開催され、各国の保護司や更生保護に関する制度の現状や課題等について意見交換がなされ、保護司の国際的なネットワークを更に広めていくことを内容とする「東京宣言」が採択された経緯がある。

世界保護司会議は、これら2回にわたるアジア保護司会議を土台として実現したものであ

り、世界各国の実務家等の参加を得て、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性や、これらの制度を広く世界に普及していくための方策等について議論することを目的として開催されたものである。

世界保護司会議では、我が国の法務大臣による歓迎挨拶、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第1編第3章第1節参照）事務局長による開会挨拶、更生保護法人全国保護司連盟理事長からのビデオメッセージ、タイ法務研究所次長によるゲストスピーチ、国際矯正司法心理学協会前会長による基調講演に続いて、法務省保護局長から、京都保護司宣言の趣旨説明がなされた。さらに、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティアの有用性」をテーマにパネルディスカッションが行われ、タイ、フィリピン、日本、ケニア、カナダ及び英国（欧州保護観察連合）のパネリストから、それぞれの国や地域における地域ボランティアの役割や実際の活動について発表が行われた。我が国からは、栃木県保護司会連合会会長が参加し、自らの保護司としての経験を踏まえ、保護司活動の基盤となる地域からの理解や協力を得ることの重要性等について発表が行われた。これに続き、「京都保護司宣言」が採択され、UNODC司法課長による挨拶をもって閉会した。

「京都保護司宣言」は、刑事司法や犯罪者処遇の在り方、犯罪者の社会復帰を支える地域ボランティアの制度的発展のあるべき方向性を見据え、今後、国際社会や国連に対し、その協力とイニシアチブの発揮を求めていくべき事項、例えば、「再犯防止のために地域ボランティアを活用する国連準則（モデル戦略）」を策定すること、「罪を犯した人の立ち直りを支える地域ボランティア国際デー」（世界保護司デー）を設立することなどを提案している。我が国としては、京都保護司宣言の趣旨を踏まえ、「HOGOSHI」の輪を世界に広げ、犯罪者の社会復帰と再犯防止を推進し、誰一人取り残さない包摂的な社会を実現することに取り組んでいくこととしている。



世界保護司会議の様子
【写真提供：法務省保護局】



【京都保護司宣言（和文）】

コラム5 京都コンGRESS・ユースフォーラム

ユースフォーラムは、世界のユース（若者）がコンGRESSの議題に関連したテーマについて議論を行うものであり、第13回コンGRESSで初めて開催された。京都コンGRESSでも、令和3年（2021年）2月27日及び同月28日の2日間、**京都コンGRESS・ユースフォーラム**（以下本コラムにおいて「ユースフォーラム」という。）が開催された。

ユースフォーラムは、京都コンGRESSと同様に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式で開催され、国内外の学

生等約150人が参加した。ユースフォーラムでは、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」が全体テーマとされ、参加者は、「青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割」、「法遵守の文化を醸成するための若者の教育」、「安全なネット社会に向けた若者の責任」の三つの個別テーマについて議論し、その結果は、京都コンGRESSに向けた「勧告」として採択された。本コラムでは、同勧告の主な内容を紹介する。

1 青少年犯罪の予防・罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割

(1) 社会の中のアクターたち

政府は、青少年の犯罪予防・社会復帰を実践・発展させるため、地方公共団体、家族、地域コミュニティを始めとする様々な関係者・関係機関のパートナーシップの強化を図るべきである。

(2) 更生保護を促進させる施策

政府は、矯正施設及びその他の施設、社会・コミュニティにおける処遇に際し、更生保護を促進する方策を実施するよう最大限努力すべきである。

(3) 社会的蔑視・偏見の防止・除去

政府は、「誰一人取り残さない」という基本理念の下、法に抵触した青少年についても公平に扱い、彼らのプライバシーを保護し、健康・教育・人格の発達・家族や同世代の者たちとのつながりづくりの支援など特段のニーズを捉えることや、青少年の社会復帰について強いメッセージを発信すべきである。

(4) 罪を犯した青少年の社会復帰のための意識啓発

コミュニティは、法に抵触した青少年を、偏見や差別等なく受け入れることが重要である点を理解すべきである。

(5) 新型コロナウイルスへの対処

政府は、ロックダウンや外部組織からアクセス制限がなされているなどの事情のため、身体的ないし心理的な支援や家族との連絡、法的救済といった基本的なニーズにアクセスできない若者たちへの支援の必要性を特に考慮に入れるべきである。

(6) 犯罪・再犯防止プログラム

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（第1編第3章第1節参照）、政府間機関（IGO）、教育機関等は、犯罪・再犯防止の効果的な方策について精査すべきである。

2 法遵守の文化を醸成するための若者の教育

(1) 法の支配に関する教育の強化

全ての教育システムにおいて、法の支配についての学びを涵養するようなカリキュラムが編成されるべきである。

(2) 法へのアクセス可能性

法律用語は複雑で、しばしば理解が困難であることを認識し、全ての人のために法律をより身近な言葉に言い換えるべきである。

(3) マスメディアとソーシャルメディア

マスメディアとソーシャルメディアに対する規制は、特定の基準を設けることや、各メディアが配信内容に対して、説明責任を負うことにより、実施されるべきである。

(4) 市民の信頼、強固な制度、説明責任

政府は、透明性と説明責任を社会の基盤とし、その意思決定プロセスの中立性と少数者に

対する機会の均等性を保障すべきである。

(5) 差別及び社会的連結

青少年の犯罪への関与の根本的な原因とそれを誘発する環境に対処するための青少年に向けた公共政策と社会的介入策を検討すべきである。

(6) 社会復帰プログラム

過去に犯罪・違法行為を犯した人が、自分の経験談や犯罪行為をやめた理由、どのように適正に社会復帰できたかを語る場を提供すべきである。

3 安全なネット社会に向けた若者の責任

(1) 防止措置

インターネット上のコンテンツや行為による被害に対処するための規制手段及び革新的なツールを更に開発する必要性を強調する。

(2) 被害者の保護を含む法的対応と国内的措置

政府は、ネットを経由した児童の性的被害や画像を用いた虐待、テロを目的とするオンライン求人、なりすまし行為、子供を狙ったサイバー犯罪、ヘイトクライム、オンライン賭博等の情報通信技術（以下本コラムにおいて「ICT」という。）を用いた犯罪の効果的な予防、捜査及び訴追のための法規制を整備するなど、あらゆる措置を講ずるべきである。

(3) 法執行機関

人工知能（AI）が法を実現する強力なツールとなる可能性があることを強調しつつも、悪意ある目的で使用する事による負の影響についても留意すべきである。

(4) 国際協力

ICTを使用した犯罪は国境を越える性質を有するため、そのような犯罪と戦うための国際協力を促進し、現在及び将来の国際的な合意に基づき犯罪者を適切に処罰する合理的な措置と施策を支持する。

(5) 官民連携

政府に対し、ICTの犯罪への悪用がもたらす課題に対処するため、官民が一層連携することを求める。

(6) 能力構築

各国及び民間のステークホルダーに対し、ICTの利用によって拡大する犯罪を防止・撲滅するための国や地域による努力を支援する能力を構築するため、継続的かつ持続可能な資金援助を行うよう求める。



ユースフォーラムでの議論の様子
【写真提供：法務省大臣官房国際課】

1 全体会合・ワークショップ

「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を議題とするハイレベルセグメントでは、過去最多となる90の国と地域の閣僚級によって、会場内又はオンラインでのステートメント、あるいは録画済みのビデオメッセージの再生によるステートメントが行われた。その後、全体会合において、発表・討議及び四つのワークショップが実施された（7-2-1-1表参照。また、同表ワークショップトピックの(b)（ワークショップ2）については、本節コラム6参照）。



全体会合の様子

【写真提供：法務省大臣官房国際課】

コラム6 ワorkshop2「再犯防止：リスクの特定とその解決策」

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）（第2編第6章第5節1項参照）は、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）の一つとして、第10回コンGRESS以降、毎回、正式プログラムであるワークショップの一つを分担し、その準備と企画運営を担ってきた（本編第1章第4節3項参照）。UNAFEIは、京都コンGRESSでも、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及びタイ法務研究所（TIJ）と協働し、四つのワークショップのうちの一つ（ワークショップ2）を担当した。本コラムでは、同ワークショップについて、全体の概要、基調講演及びパネルディスカッション（参加各国の発表）の内容を紹介する。

1 全体の概要

本ワークショップは、令和3年（2021年）3月8日及び翌9日の2日間にわたり、いわゆるハイブリッド方式によって行われた。本ワークショップのタイトルは「再犯防止：リスクの特定とその解決策」であり、これは、京都コンGRESSの全体会合の議題にある「刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ」（7-2-1-1表参照）に対応するものであった。パネルディスカッションのモデレーターは、UNAFEI所長が務めた。冒頭に、TIJのキティボン・キタヤラク前事務局長から、本ワークショップは再犯につながる要因を明らかにする絶好の機会になるとの挨拶がなされるとともに、処遇プログラムの有効性を確保するためのベストプラクティスを検討することへの期待が示された。その上で、英国グラスゴー大学教授のファーガス・マクニール博士による基調講演が行われ、三つの議題によるパネルディスカッションに移った。



ワークショップ2の様子
【写真提供：法務省大臣官房国際課】

2 基調講演1

ファーガス・マクニール博士は、再犯防止は国の責務として行われるべきところ、現在世界で見られる「重罰・これに伴う社会からの疎外・それを原因とする再犯」が負の拡大循環となっていること、刑罰よりも、対話や話し合い、あるいは実用的な支援の方が再犯防止に有益であると実証されており、刑罰が不可欠な場合であっても、制限的で、罪刑の均衡に考慮し、社会復帰に有益となるものである必要があることなどに触れた。そして、再犯防止に役立つ処遇モデルとして、RNR（リスク、ニード及び反応性）原則やグッドライフ・モデル（GLM）を紹介した。加えて、犯罪者のデシスタンス（犯罪からの離脱）のためには、社会との接点や社会資源の活用が重要であり、生活に根差す支援や対象者の変化を社会が歓迎する環境の醸成が必要であること、犯罪者にとって改善のきっかけが提供される場とするため、刑事施設の適切な運営、具体的には、受刑者の改善更生に向けた取組の実施、刑事施設の組織・運営の透明性の確保、刑事施設職員の間人中心主義の考え、高い職業意識と技術等が必要であることなどを説いた。

3 パネルディスカッション

(1) パネル1： 社会復帰に適した刑務所環境の整備

ア 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）（犯罪防止・刑事司法オフィサー）

中央アジアの刑事施設の職員に対し、受刑者を人として尊重することなどを内容とする教育・訓練を実施したことで、受刑者の社会復帰を促進するとともに刑事施設の安全性が向上したという事例を紹介した。

イ ナミビア（矯正局副長官）

RNR原則及びグッドライフ・モデルを採用し、認知行動療法を行っていること、効果的な処遇のために少人数にグループ化して、職員とのやり取りを重視し、受刑者の改善の兆しを早期に把握するように努めていることなどを紹介した。

ウ アルゼンチン（連邦矯正局前局長）

アルゼンチンの刑事施設内における汚職に対処するための取組として、汚職のない環境こそが受刑者の改善更生に有益であるとの視点から、厳格に処罰することとした上で、予防措置を講じたことを紹介した。

エ ノルウェー（矯正局副局長）

普通の社会生活と同様の生活を施設内でも実現することを目指すノーマリティ（正常化・標準化）政策の下、警備的側面を最小限に抑え、医療、教育、雇用、図書サービス等につい

て、一般住民と同様の形で受けられることとしていることなどを紹介した。

(2) パネル2： デシタンスに寄与する社会内における処遇・介入等のアプローチ

ア 基調講演2

TIJ元特別顧問であるマッティ・ヨッツェン博士は、パネル2の基調講演において、重大な犯罪に対しては拘禁刑が必要であるものの、刑事施設の過剰収容、資源の不足といった状況下では、拘禁刑は犯罪の伝播の温床以外の何ものでもなく、更生を促すためには、むしろ社会内処遇を活用する方が有益であることなどを発表した。

イ カナダ（仮釈放委員長）

仮釈放後、円滑に社会内処遇に移行するために、刑事手続を社会に公開し、また、啓発活動を行うことにより、社会の理解と関与を得る努力をしていることなどを紹介した。

ウ クロアチア（大臣補佐官）

EUの支援を受けて制定された保護観察に関する法律について、国民の支持を得るために、段階的に全国に展開する手法を採用したことなどを紹介した。

エ ケニア（高等裁判所裁判官）

ケニアの少年司法には、刑事司法機関、児童保護機関等多くの機関が関与していたが、職員の知識・経験の欠如、各機関の協力体制の欠如等の問題があったため、UNAFEIの支援を受け、関係機関における統合的なアプローチに基づく能力開発プログラムを計画的に実施したことなどを紹介した。

オ フィリピン（保護局前局長）

フィリピンの地域社会の伝統に根差した最小の行政単位であるバラングイの長を議長として地元住民で構成される調停委員会が存在し、当事者がその中から推薦した3人に、犯罪者、被害者及びそれらの家族、地域ボランティア等を加えたパネルを設置し、話し合いを行いながら事件の解決を図るという、修復的司法に似た制度を紹介した。

(3) パネル3： 犯罪者の社会復帰・社会再統合に向けた継続的支援やサービスを確保するための多角的アプローチ

ア 日本（法務省保護局長）

住居の確保が、生活の安定、雇用の確保、社会福祉の受給等のために不可欠であることから、刑事施設の専門職員が、受刑者の入所直後から、その生活環境を把握して、その情報を保護観察官と共有するほか、主要な刑事施設では保護観察官が常駐していることなどを紹介した。

イ（米国）セーファー・ファウンデーション（副会長）

米国のNGOであるセーファー・ファウンデーションは、シカゴ市等の公的機関と協力して、出所者を教育して地域に貢献できる仕事に従事させるプログラム、給与が支払われる1年間の訓練と試用就業を実施することにより市に雇用される資格が得られるプログラム等を実施していることなどを紹介した。

ウ（英国）ペナルリフォームインターナショナル（PRI）（事務局長）

世界的なNGOであるPRIは、女性受刑者を取り巻く環境についての調査の結果を踏まえ、就労のための能力向上、暴力や偏見・差別から逃れるためのシェルターの設置、法的扶助、心理カウンセリングの提供等を行っていることを紹介した。

エ（スウェーデン）クリス（KRIS）（事務局長）

スウェーデンに本拠を置く、元犯罪者の自助グループであるKRISは、犯罪者特有の思考や問題性への介入、住居の提供、就業の支援、社会事業や教育の実施等の活動を紹介した。

オ（アラブ首長国連邦）ヘダヤ（プログラスマネージャー）

アラブ首長国連邦に本拠を置く独立調査研究機関であるヘダヤは、各国の暴力的過激主義に対する処遇プログラムを調査して、これまでに集積した好事例や教訓を踏まえて、広く実務に活用できる評価システム用アプリケーションを開発したことを紹介した。

4 まとめ

本ワークショップの総括として、犯罪者の更生は、SDGs（本章第1節2項参照）が掲げる包摂的で、持続可能な社会の創設のために不可欠であること、犯罪者の社会への再統合に向けた刑事司法の全ての段階において、社会復帰に適したプロセスや環境を確保することが再犯防止にとって非常に重要であることが確認された。

本ワークショップの議論は、モデレーターから京都 कांग्रेस 全体会合にその結果が報告され、「京都宣言」（本章第1節4項（1）参照）にその内容が反映された。日本政府は、本ワークショップの成果を踏まえ、令和3年（2021年）5月に開催された犯罪防止刑事司法委員会（第2編第6章第1節参照）に、再犯防止に関する国連準則の必要性やそのための専門家会合の開催を主な内容とする決議案「更生と社会復帰を通じた再犯防止」を提出し、一部修正の上、採択された。

2 附属会合（アンシラリーミーティング）

京都コンGRESでは、約150件のアンシラリーミーティングが開催された。同ミーティングは、教室形式、ディスカッション形式、講演会、ワークショップ、デモンストレーション等の形式で実施され、その名前（Ancillary＝附属）が示すとおり、国連の公式会合ではなく、これに附属する位置付けの会合である。日本政府が主催したアンシラリーミーティングは、7-2-2-1表のとおりである。その一例として、法務省法務総合研究所研究部は、「実社会に役立つ研究」をテーマとして、パネルディスカッションを開催した（本節コラム7参照）。

7-2-2-1表 日本政府主催アンシラリーミーティング一覧

開催日	主催	タイトル
3月7日	法務省大臣官房国際課	日本の刑事司法システム －比較法的観点から
3月7日	法務省保護局及び国連アジア 極東犯罪防止研修所	世界保護司会議
3月8日	タイ法務研究所及び国連アジ ア極東犯罪防止研修所	女性犯罪者の再犯防止と社会復帰
3月8日	法務省刑事局	組織犯罪との闘い －組織犯罪集団打倒のベストプラクティス－
3月8日	法務省矯正局	矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策
3月8日	法務省大臣官房秘書課及び一 般財団法人社会変革推進財団	再犯防止分野におけるSIBの課題と可能性
3月9日	日本司法支援センター（法テ ラス）	誰ひとり取り残さない 司法アクセスを全ての人へ －法的ニーズ調査、依頼者中心型アプローチ及び司法ソーシャルワークに関する 世界的視点－
3月9日	法務省矯正局	法務省政策提案ワークショップ
3月9日	法務省法務総合研究所国際協 力部及び独立行政法人国際協 力機構	法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例に係る講演
3月9日	法務省法務総合研究所国際協 力部及び独立行政法人国際協 力機構	パネルディスカッション (ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組)
3月10日	公安調査庁	オウム真理教事件からの教訓
3月10日	法務省人権擁護局	人権擁護委員制度の紹介
3月10日	国連アジア極東犯罪防止研修 所及び公益財団法人アジア刑 政財団	アジア研の研修及びセミナーのフォローアップ
3月10日	法務省大臣官房施設課	ACCFA（アジア矯正建築会議）の役割 ～アジアにおける矯正施設建築の技術向上に関する取組～
3月11日	警察庁	毒物中毒事案への対応に係る技術の開発
3月11日	法務省大臣官房司法法制部	日本における法教育に関する取組
3月11日	出入国在留管理庁	水際対策に関する取組
3月11日	法務省大臣官房国際課	法の支配と国際仲裁・調停
3月12日	法務省法務総合研究所研究部	実社会に役立つ研究

コラム7 アンシラリーミーティング「実社会に役立つ研究」

令和3年（2021年）3月12日、国立京都国際会館において、法務省法務総合研究所研究部の主催により、「実社会に役立つ研究（Research for the real world）」と題するアンシラリーミーティングが開催された。刑事司法分野に関する研究機関には、犯罪を減らすための政策や実務の向上に貢献する研究を行い、その成果から得られた知見を政策立案者や実務家に提供する役割が期待されている。本ミーティングでは、刑事司法分野に関する国内外の政府研究機関に所属する研究者が各機関における研究の内容や政策立案・実務に与えた影響を紹介し、その知見を共有することを目的に開催された。なお、本ミーティングは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、いわゆるハイブリッド方式により開催され、海外のパネリストは、オンライン会議システムを経由して参加した。聴衆についても、会場に会場に参加することに加え、同システムを経由して参加することも可能であった。

本ミーティングは、法務総合研究所の上富敏伸所長による開会挨拶の中で、開催の趣旨が紹介された後、各パネリストがそれぞれの研究成果等についての発表を行い、パネリスト間の議論を経て、聴衆との質疑応答をもって閉会に至った。

パネリストからは、まず、韓国刑事政策研究院（KIC）国際協力部門ディレクターのユン・ジョンソク博士が、「韓国における性犯罪者処遇プログラムの強化」と題し、刑務所出所後の性犯罪受刑者を追跡調査した結果、性犯罪者処遇プログラムの受講の有無により再犯率に差があることなどの知見が得られたことを紹介し、再犯を防止するために有用と考えられる実務的方策の在り方を説いた。次いで、オーストラリア犯罪学研究所（AIC）副所長のリック・ブラ



アンシラリーミーティングの様子

ウン博士が、「公営住宅地域におけるまちづくり事業が犯罪に与える影響の評価」と題し、公営住宅地域において、まちづくりを目的として実施されたプログラムが同地域における犯罪の発生件数や住民の意識に与えた影響について調査した結果や、それらを踏まえた同プログラムの改善策を紹介した。さらに、米国の司法省研究所（NIJ）でシニア社会科学アナリストを務めるマリー・ガルシア博士が、「矯正職員の経験：仕事上のストレスがもたらす影響や回復力（レジリエンス）の促進方法についての理解」と題し、仕事を通じて種々のストレスや不満にさらされる矯正職員の精神的健康を維持し、回復力を促進するのに有効な方策を調査した結果が紹介された。最後に、法務総合研究所研究部の池田伶司研究官が、「立ち直りを支える研究」と題し、受刑者を対象とした調査において、過去に犯罪と関わりなく生活できた理由を尋ねた結果、最も多かった回答が「自分を必要としてくれる人がいた」であったことなどを紹介し、その調査結果を地方自治体や社会福祉の関係者等に共有することにより、更生を支える環境作りに寄与しているという点を指摘した。

その後、パネリスト間で、「新型コロナウイルス感染症が刑事政策に与えた影響」をテーマとした議論が行われ、ブラウン博士から、AICが、新型コロナウイルス感染症が大流行する状況下における、女性に対する配偶者間暴力の実態を把握するために実施した調査について紹介された。

質疑応答では、オンライン会議システムを経由して参加した聴衆から、ガルシア博士に対し、米国の矯正施設に勤務する女性職員の割合、仕事に対する満足度及び離職率について質問がなされた。

3 展示

京都コンGRESの会期中、会場及びオンラインにて、国連、国際機関、政府機関、NGO、企業等40以上の出展者が、安全・安心な社会の実現に向けた取組、SDGsに関する取組、日本の文化、最先端のIT・AI技術等に関する展示を行った（7-2-2-2表は会場における展示の出展者一覧、7-2-2-3図はオンラインによるバーチャル展示のイメージである。）。

7-2-2-2表 会場における展示の出展者一覧

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）	法務省法務総合研究所国際協力部	京都府更生保護女性連盟
日本コントロールシステム株式会社（NCS）	法務省法務総合研究所研究部	京都府保護司会連合会
日本電気株式会社（NEC）	警察庁刑事局刑事企画課	第14回国連犯罪防止刑事司法会議 京都実行委員会
国際移住機関（IOM）	アジア矯正建築会議（ACCFA）	文化庁
総合警備保障株式会社（ALSOK）	犯罪被害者支援弁護士フォーラム （VSフォーラム）	関西広域連合
日本電信電話株式会社（NTT）	株式会社ゲネシスコンマース	法務省大臣官房秘書課
公益財団法人全国教諭師連盟	グローリー株式会社	日本司法支援センター（法テラス）
公益財団法人全国篤志面接委員連盟	一般社団法人ホウビ	京都刑務所
国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）	株式会社竹中工務店	一般社団法人京都わかさねっと



法務省法務総合研究所研究部の会場における展示の様子



京都府更生保護女性連盟の方々による琴演奏の様子
（展示会場内のイベント）

【写真提供：法務省大臣官房国際課】

7-2-2-3図 バーチャル展示

